

大阪南広域消防運営計画(案)

令和5年〇月

大阪南消防広域化協議会

はじめに

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています。

近年、火災や地震、集中豪雨等の頻発する複合化・大規模化する自然災害への対応、人口減少・少子高齢化の加速度的な進展、都市構造の複雑化や住民ニーズの多様化・高度化など、消防を取り巻く環境は凄まじい速度で変化しています。また、近い将来、直下型の活断層地震や南海トラフ巨大地震など国難レベルの大規模災害が広範囲で発生することが予想されているところです。消防は、これらの環境の変化や要望に迅速かつ的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしなければなりません。しかしながら、管内の人口規模が30万人未満の消防本部においては、出場体制、設備資機材、専門員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されています。

国は、消防力の維持・強化には、消防広域化が最も有効な手段であるとして消防広域化の推進期限を6年程度延長し、期日を令和6年4月1日としました。大阪府もこの方針の下、平成31年3月に大阪府消防広域化推進計画を再策定したところです。今後、大阪府下の消防広域化の進捗を見据え、柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市消防本部及び河内長野市消防本部の3消防本部は、管内地域での人口減少と高齢化という社会構造の変化への対応や、地球環境の変化による大規模な気象災害や国難レベルの大規模地震への対応など、消防体制の充実強化を上回るスピードでの広範囲な災害発生リスクの高まりを勘案した結果、広域的な消防力の強化が急務と考え、消防の広域化に向けた方向性等の調整を行いました。

この広域消防運営計画は、円滑な広域消防の運営を確保するために必要とされる項目について、消防組織法及び市町村の消防広域化に関する基本指針を踏まえ、8市町村の合意の下に、消防広域化を実現させる基本的な計画として位置付け策定したものです。

目次

第1章 現況

第1 構成市町村

- 1 構成市町村の概要
- 2 構成消防本部の概要

第2章 検討の背景

第1 5市2町1村の現状

- 1 人口減少と少子高齢化
- 2 財政運営の硬直化
- 3 救急需要の一層の増大

第3章 消防広域化の効果

第1 災害時における初動体制について

第2 現場対応能力について

- 1 大規模木造密集火災
- 2 大規模土砂災害
- 3 大規模河川決壊・氾濫

第3 現場到着時間の短縮について

第4 期待される効果

- 1 住民サービスの向上
- 2 人員配置の効率化と充実
- 3 消防体制基盤の強化

第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

第1 基本的事項

- 1 広域化の方式
- 2 共同処理事務
- 3 広域化のスケジュール

第2 組織

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 部隊運用
- 4 勤務形態及び勤務時間
- 5 人員配置及び採用計画

- 6 議会
- 7 委員会
- 第3 人事管理等
 - 1 任用
 - 2 給与
 - 3 職名及び階級
 - 4 教育訓練・研修等
 - 5 貸与物品
- 第4 施設整備
 - 1 消防力整備計画
 - 2 通信施設
 - 3 消防水利
 - 4 電算システム
- 第5 財政・財産
 - 1 経費の負担方法
 - 2 財産の取扱い
 - 3 債務の取扱い
- 第6 補助金・交付金等
 - 1 補助金・交付金等
- 第7 消防団との連携確保
 - 1 消防団との協力体制
 - 2 消防団との災害時の連携
- 第8 防災・国民保護部局との連携確保
 - 1 災害対策本部との連携
 - 2 防災部局との連携
- 第9 消防協力団体との連携確保
 - 1 消防協力団体との連携

- 第5章 消防広域化の検討体制と経過
 - 第1 協議会設立までの経緯
 - 第2 協議会等の開催状況

別紙：広域化後の消防車両更新計画(案)





第1章 現況

第1 構成市町村

1 構成市町村の概要

(令和5年3月31日現在)

市町村名 市町村章	人口/面積	市町村の概要
柏原市 	人口 66,880 人 面積 25.33km ²	柏原市は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県との府県境に位置しています。奈良盆地の諸流を集めた大和川が、金剛・生駒山地を横断して大阪平野に流れ出る付近に、その街並みを形成しました。市域の3分の2を山が占め、中央部を大和川が流れています。
羽曳野市 	人口 108,651 人 面積 26.45km ²	羽曳野市は、大阪府の南東部に位置しています。東は二上山系を境に奈良県と接し、市内には石川が流れるなど、豊かな自然の残る農業の盛んなまちです。ブドウやイチジクの産地としても知られており、特にイチジクは関西随一の生産量を誇っています。
藤井寺市 	人口 63,159 人 面積 8.89km ²	藤井寺市は、大阪平野の南東部に位置し、市域面積は8.89km ² 大阪府内で最も小さい市ですが、鉄道3駅や西名阪自動車のICがあるなど、交通の利便性が高い良質な住宅都市であり、世界遺産の古市古墳群や寺社仏閣などの歴史遺産に溢れています。
富田林市 	人口 107,716 人 面積 39.72km ²	富田林市の北東平坦部は、南北に流れる石川をはさんで平野が広がり、古くからまちが開けたところで、特に寺内町には歴史的に貴重な町並みが残されています。一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれています。

市町村名 市町村章	人口/面積	市町村の概要
河内長野市 	人口 100,039 人 面積 109.63km ²	河内長野市は、大阪府の南東端に位置し、大阪府内で3番目に広い面積の7割は森林で、石川や石見川など河川沿いに平野が開け、北に向かって河内平野に続いています。市域の大部分は砂岩地帯、肥沃な土壌と内陸性の湿潤温暖な気候があいまって、稲や野菜、果樹の栽培に適しています。
太子町 	人口 12,935 人 面積 14.17km ²	太子町は、大阪府の東南部に位置し、北を羽曳野市、西を富田林市、南を河南町に接し、また東は金剛生駒紀泉国定公園となる金剛・葛城の山々を介し、奈良県の香芝市、葛城市と接した、豊かな緑と歴史にまつまれた町です。
河南町 	人口 14,944 人 面積 25.26km ²	河南町は、大阪府の南東部に位置し、大阪市の中心部から25km圏にあります。北は太子町、西は富田林市、南は千早赤阪村と境を接し、東は葛城山脈の稜線が奈良県の葛城市、御所市に接しています。
千早赤阪村 	人口 4,842 人 面積 37.30km ²	大阪府唯一の村、千早赤阪村は府内最高点を誇る「金剛山」を有する金剛生駒紀泉国定公園と南北朝の武将「楠木正成」ゆかりの神社や史跡が点在する豊かな自然と歴史と文化に抱かれた村です。

2 構成消防本部の概要(令和5年4月1日現在)

(1) 消防本部の概要

	柏原羽曳野藤井寺消防組合	富田林市消防本部	河内長野市消防本部	合計
事務処理方式	一部事務組合 (柏原市、羽曳野市、藤井寺市)	事務委託 (太子町、河南町、千早赤阪村)	単独	5市2町1村
管内人口	238,690人	140,437人	100,039人	479,166人
管内面積	60.67 km ²	116.45 km ²	109.63 km ²	286.75 km ²
職員数(実員)	278人	165人	129人	572人
消防署	1	1	1	3
分署・出張所	5	4	2	11

*管内人口は、令和5年3月31日付

(2)消防署所の位置・名称

本部名	本部・署所	住所
柏原羽曳野藤井寺消防組合 (構成市：柏原市・羽曳野市及び藤井寺市)	消防本部・消防署	藤井寺市青山3丁目613番地の8
	藤井寺分署	藤井寺市国府1丁目1番8号
	柏原分署	柏原市河原町1番90号
	国分出張所	柏原市国分本町2丁目5番5号
	羽曳野出張所	羽曳野市羽曳が丘4丁目14番18号
	高鷲出張所	羽曳野市島泉8丁目8番2号
富田林市消防本部 (構成市：富田林市)(事務委託：太子町・河南町及び千早赤阪村)	消防本部・消防署	富田林市甲田一丁目7番1号
	金剛分署	富田林市高辺台二丁目1番1号
	太子分署	南河内郡太子町大字山田88番地
	河南分署	南河内郡河南町大字白木1279番地の1
	千早赤阪分署	南河内郡千早赤阪村大字東阪77番地の1
河内長野市消防本部 (構成市：河内長野市)	消防本部・消防署	河内長野市小山田町1663番地の3
	北出張所	河内長野市木戸一丁目23番5号
	南出張所	河内長野市南花台八丁目4番3号

図1 消防署所等の位置



(3)消防車両の保有状況

		指揮車	水槽付ポンプ車	救助工作車	化学車	はしご車	高規格救急車	水槽車	搬送車	その他
柏原羽曳野藤井寺消防組合	本署	1	2	1	1	1	2	1	2	10
	藤井寺分署		2	1			1			
	柏原分署		2				1		1	
	国分出張所		2				1			
	羽曳野出張所		2				1			
	高鷺出張所		2				1			
富田林市消防本部	富田林市消防署	1	2	1		1	2		1	6
	金剛分署		1				1			
	太子分署		1				1		1	
	河南分署		1				1		1	
	千早赤阪分署		1				1		2	
河内長野市消防本部	河内長野市消防署	1	2	1		2	2		6	5
	北出張所		2				1			
	南出張所		2				1			
合 計		3	24	4	1	4	17	1	14	21

※水槽付ポンプ車は、S T(スモールタンク)車を含む。

※非常用(予備)車両は除く。

(4)消防職員の配置状況

出向・派遣中の職員を除く。

ア 職員数

	消防吏員	再任用 フルタイム	再任用 短時間	事務員	合計
柏原羽曳野藤井寺消防組合	253	2	9	1	265
富田林市消防本部	158	7	0	0	165
河内長野市消防本部	107	4	11	0	122
合 計	526	10	17	1	552

イ 階級別

	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	合計
柏原羽曳野藤井寺消防組合	1	6	20	48	82	50	9	48	1	265
富田林市消防本部	0	1	6	24	38	60	13	23	0	165
河内長野市消防本部	0	1	7	29	18	29	12	26	0	122
合 計	1	8	33	101	138	139	34	97	1	552

ウ 年齢別

	51歳以上	41～50歳	31～40歳	21～30歳	20歳以下	合計	平均年齢
柏原羽曳野藤井寺消防組合	74	73	55	60	3	265	42.0
富田林市消防本部	24	59	47	31	4	165	39.6
河内長野市消防本部	29	33	26	32	2	122	40.9
合 計	127	165	128	123	9	552	40.8

エ 勤続年数職員数

	35年以上	30～35年未満	25～30年未満	20～25年未満	15～20年未満	10～15年未満	5～10年未満	5年未満	合計	平均年数
柏原羽曳野藤井寺消防組合	50	30	43	14	26	34	29	39	265	21.2
富田林市消防本部	14	13	5	41	16	24	30	22	165	17.6
河内長野市消防本部	23	10	13	17	7	15	17	20	122	19.7
合 計	87	53	61	72	49	73	76	81	552	19.5

(5)消防活動の状況

ア 火災の状況

	H30	R01	R02	R03	R04
柏原羽曳野藤井寺消防組合	52	49	57	66	53
富田林市消防本部	46	33	43	31	47
河内長野市消防本部	15	15	17	12	21
合 計	113	97	117	109	121

イ 救急の状況

		H30	R01	R02	R03	R04
柏原羽曳野藤井寺 消防組合	出場件数(件)	14,254	14,568	13,089	13,614	16,140
	搬送人員(人)	12,967	13,202	11,857	12,067	13,741
富田林市消防本部	出場件数(件)	7,707	7,632	6,875	7,342	8,719
	搬送人員(人)	7,063	7,025	6,261	6,671	7,629
河内長野市 消防本部	出場件数(件)	5,446	5,571	4,917	5,249	5,864
	搬送人員(人)	4,739	4,823	4,273	4,524	4,777
合 計	出場件数(件)	27,407	27,771	24,881	26,205	30,723
	搬送人員(人)	24,769	25,050	22,391	23,262	26,147

ウ 救助の状況

		H30	R01	R02	R03	R04
柏原羽曳野藤井寺 消防組合	出場件数(件)	303	243	230	241	321
	救助人員(人)	74	76	64	82	110
富田林市消防本部	出場件数(件)	69	43	57	142	175
	救助人員(人)	44	25	42	48	74
河内長野市 消防本部	出場件数(件)	53	65	63	67	71
	救助人員(人)	23	37	33	44	40
合 計	出場件数(件)	425	351	350	450	567
	救助人員(人)	141	138	139	174	224

(6)防火対象物及び危険物施設の状況

ア 防火対象物

	H30	R01	R02	R03	R04
柏原羽曳野藤井寺消防組合	7,342	7,496	7,611	7,644	7,600
富田林市消防本部	3,443	3,902	3,902	3,957	4,007
河内長野市消防本部	1,967	2,026	2,028	2,044	2,060
合 計	12,752	13,424	13,541	13,645	13,667

イ 危険物施設

	H30	R01	R02	R03	R04
柏原羽曳野藤井寺消防組合	355	355	350	344	335
富田林市消防本部	251	273	277	288	288
河内長野市消防本部	98	98	98	95	94
合 計	704	726	725	727	717

ウ 保安3法関連事業所等

	H30	R01	R02	R03	R04
柏原羽曳野藤井寺消防組合	218	215	209	205	204
富田林市消防本部	181	188	193	186	185
河内長野市消防本部	103	101	101	96	95
合 計	502	504	503	487	484

※保安3法：火薬類取締法、高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

エ 予防査察実施件数

	H30	R01	R02	R03	R04
柏原羽曳野藤井寺消防組合	1,192	1,205	384	668	535
富田林市消防本部	1,077	1,040	492	606	900
河内長野市消防本部	728	779	726	438	592
合 計	2,997	3,024	1,602	1,712	2,027

※：柏原羽曳野藤井寺消防組合の数値は、柏原市、羽曳野市、藤井寺市の合計数となる。

※：富田林市消防本部の数値は、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の合計数となる。

※：河内長野市消防本部の数値は、河内長野市の数となる。

第2章 検討の背景

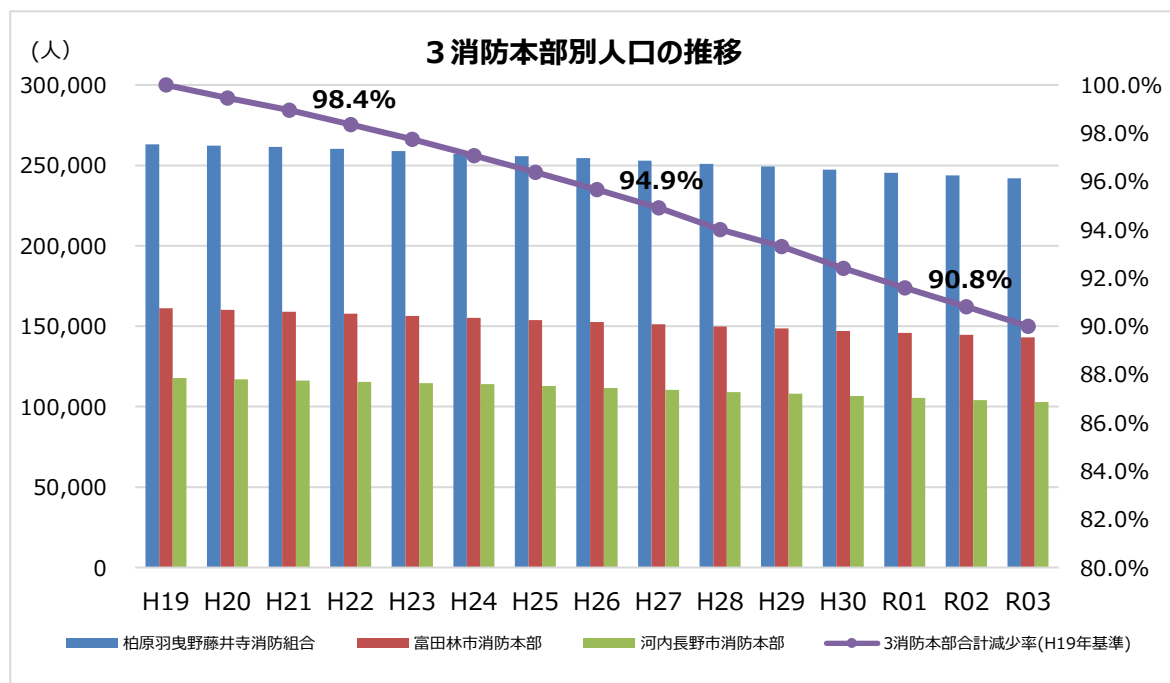
第1 5市2町1村の現状

1 人口減少と少子高齢化

(1) 人口の減少

人口減少・少子高齢化の加速度的な進展により、3消防本部管内の人口は、令和2年の国勢調査によると、48万5,205人で前回(平成27年)の国勢調査の合計数値(50万5,456人)より2万251人減少しています。さらに、前々回(平成22年)の国勢調査の合計数値(52万7,960人)より4万2,755人の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月30日に発表した人口推計によると、3消防本部管内地域の人口は令和12年には約42万人となり、平成27年と比べ約9万人が減少すると予測されています。一方、65歳以上の高齢者人口は、今後も増加し続け、令和12年には5市2町1村で約15万人、平成27年と比べ約1万人増加すると予想されています。



(出典)H19～R03 は住民基本台帳(3月末日)

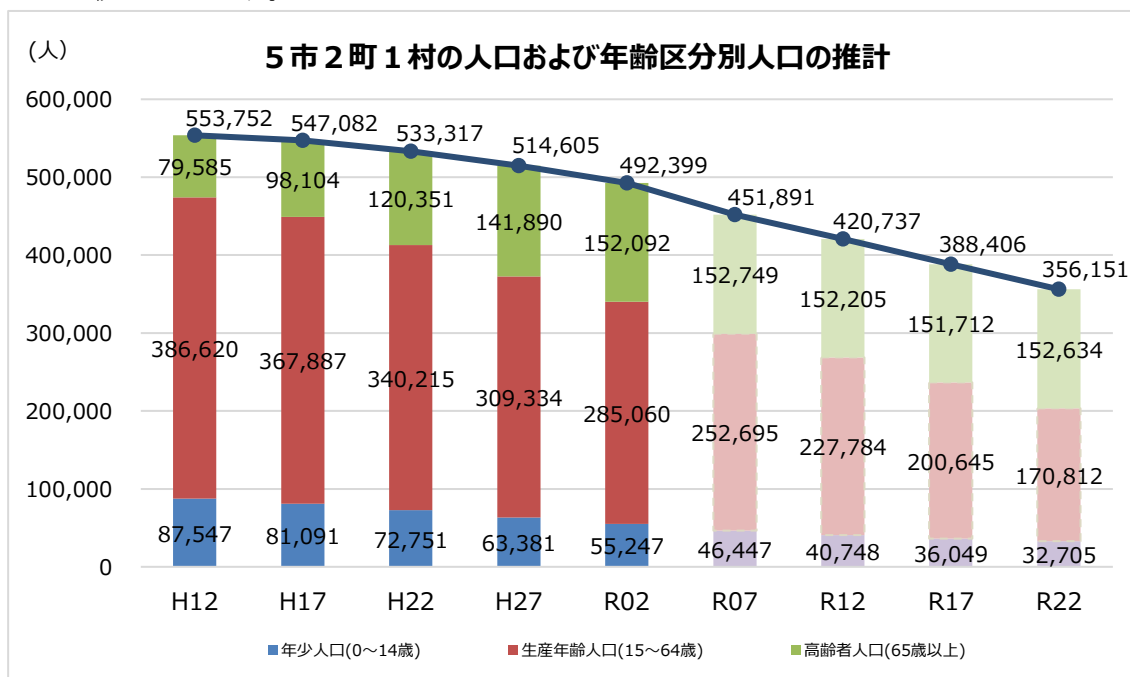
柏原羽曳野藤井寺消防組合の人口：柏原市、羽曳野市、藤井寺市の人口合計数

富田林市消防本部の人口：富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の人口合計数

河内長野市消防本部の人口：河内長野市の人口

(2) 年齢区分別人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(平成30年推計)では、今後、全国的に人口が減少し続けていくことになり、3消防本部管内においても人口減少し続けていきます。年齢区分別人口を見ると、0～14歳(年少人口)および15～64歳(生産年齢人口)は減少している一方で、65歳以上(高齢者人口)は増加し続けています。



(出典)実績値：H12～R02は、住民基本台帳(3月末日)

推計値：R07～R22は、国立社会保障・人口問題研究所「平成30年将来推計人口」

(3) 高齢者人口比率(65歳以上)の推計

	H12	H22	R02	R12	R22
柏原市	13.3%	21.3%	29.0%	32.5%	38.3%
羽曳野市	14.9%	22.7%	30.6%	34.7%	42.5%
藤井寺市	15.1%	22.5%	28.4%	30.7%	36.3%
富田林市	13.4%	21.5%	30.2%	36.3%	42.7%
河内長野市	14.4%	23.9%	35.4%	42.8%	50.2%
太子町	14.2%	20.3%	29.5%	35.2%	43.7%
河南町	17.5%	24.8%	31.2%	38.2%	45.9%
千早赤阪村	19.2%	29.9%	45.5%	53.3%	60.4%

(出典)実績値：H12・H22・R02は、総務省「国勢調査」

推計値：R12・R22は、国立社会保障・人口問題研究所「平成30年将来推計人口」

(4) 生産年齢人口比率(15～64歳)の推計

	H12	H22	R02	R12	R22
柏原市	70.8%	64.9%	58.2%	57.3%	51.8%
羽曳野市	69.7%	63.0%	57.0%	55.6%	48.4%
藤井寺市	69.9%	63.4%	58.1%	58.0%	52.7%
富田林市	69.5%	64.7%	57.7%	53.7%	47.8%
河内長野市	70.2%	63.6%	53.4%	49.0%	42.4%
太子町	67.7%	64.0%	57.5%	54.7%	47.1%
河南町	67.4%	61.4%	54.9%	53.0%	46.3%
千早赤阪村	69.1%	60.2%	46.0%	41.0%	35.1%

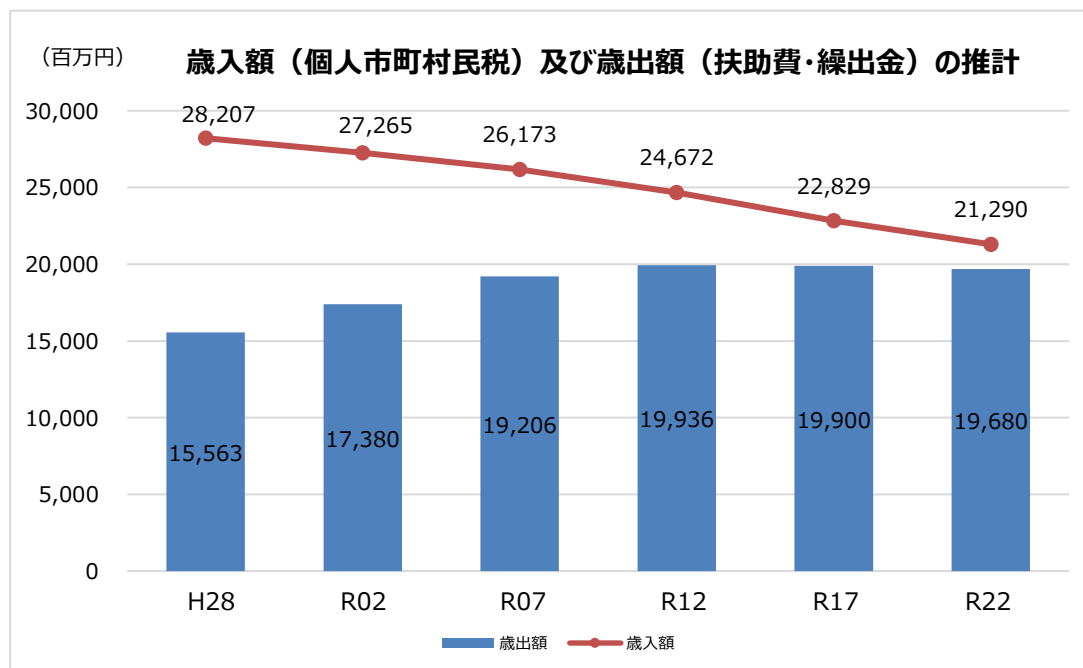
(出典)実績値：H12・H22・R02 は、総務省「国勢調査」

推計値：R12・R22 は、国立社会保障・人口問題研究所「平成30年将来推計人口」

2 財政運営の硬直化

(1) 歳入額及び歳出額の推計(5市2町1村)

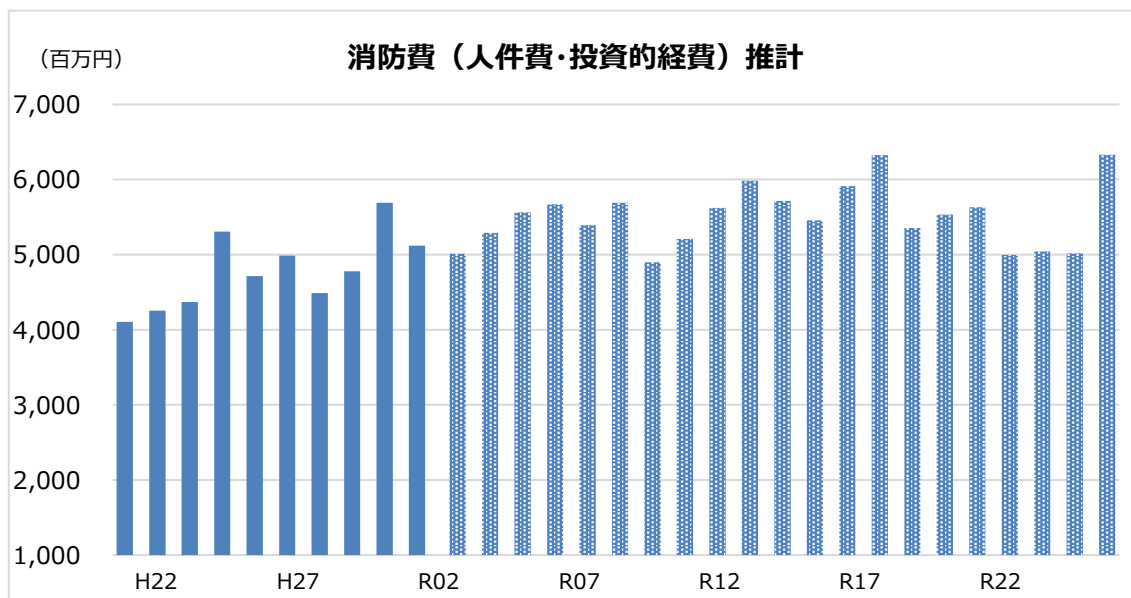
歳入歳出の推計については、景気・国の制度の影響を受けにくく、人口変動の影響が直接的に表れる個人市町村民税を歳入額とし、扶助費・繰出金を歳出額としています。5市2町1村においては、歳入額は令和22年まで減少し、歳出額は増加すると推計できます。



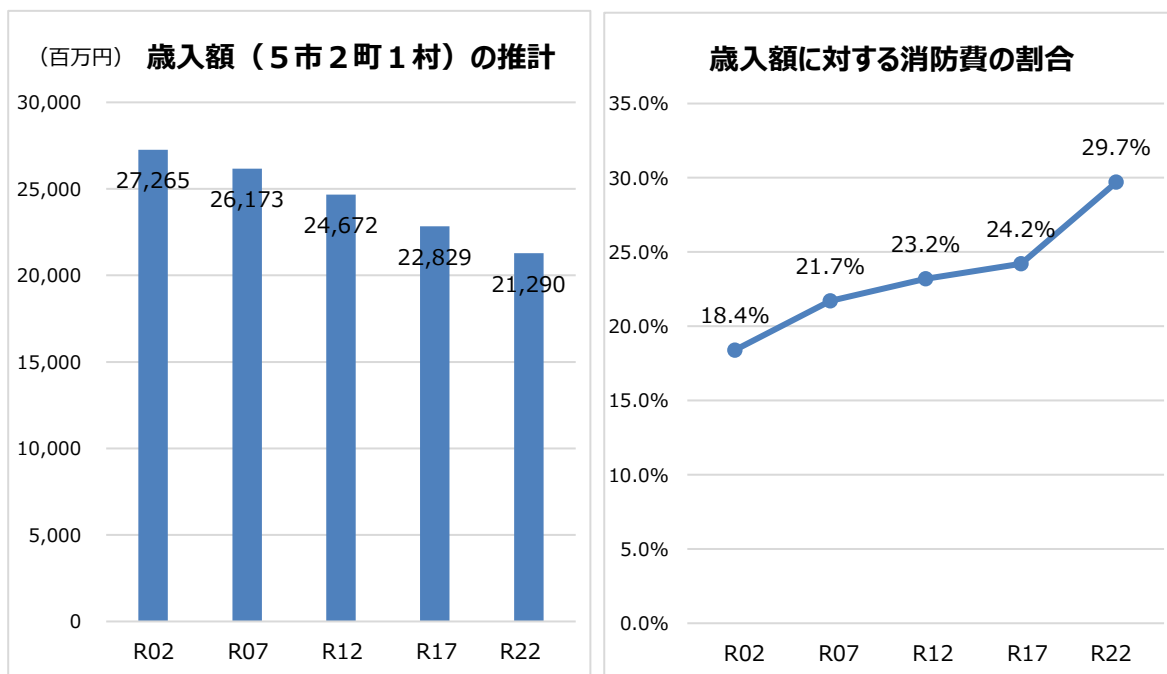
(出典)「府市町村の課題・将来見通しに関する研究」報告書 H30.4 大阪府総務部市町村課作成

(2) 消防費と歳入額(5市2町1村 個人市町村民税)の推計

消防費における人件費と投資的経費の推計を見ると、令和22年まで緩やかに増加し続けていくため、歳入額は減少している一方で、歳入額に対する消防費の割合は増加し続けます。



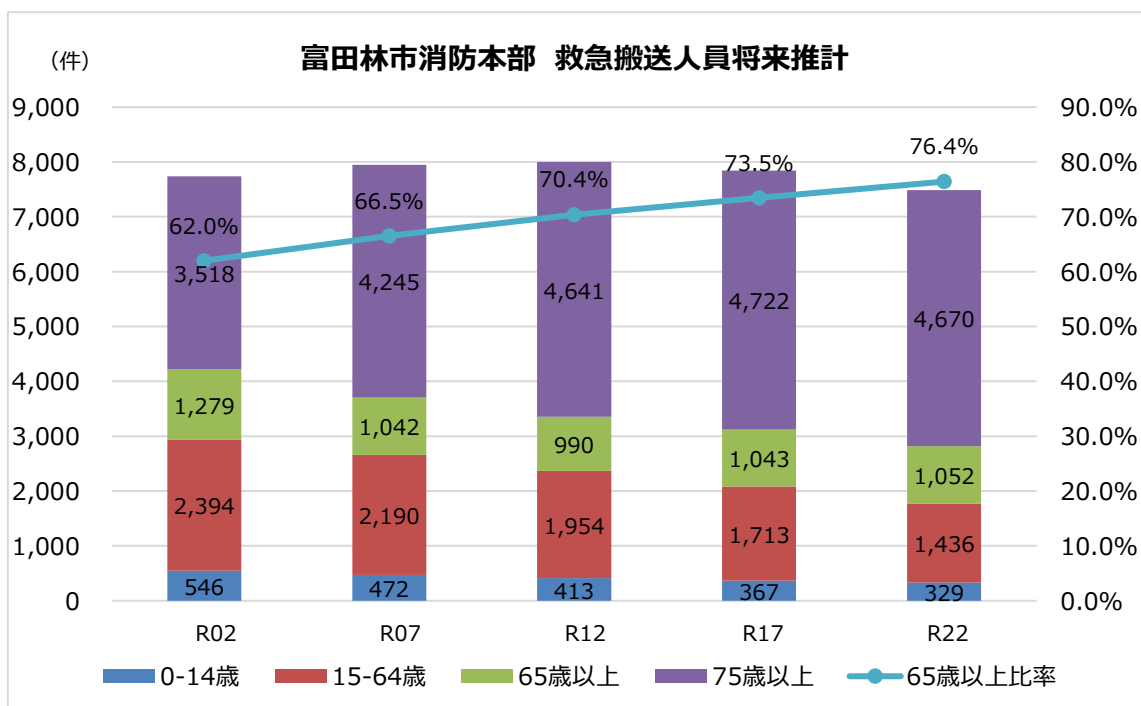
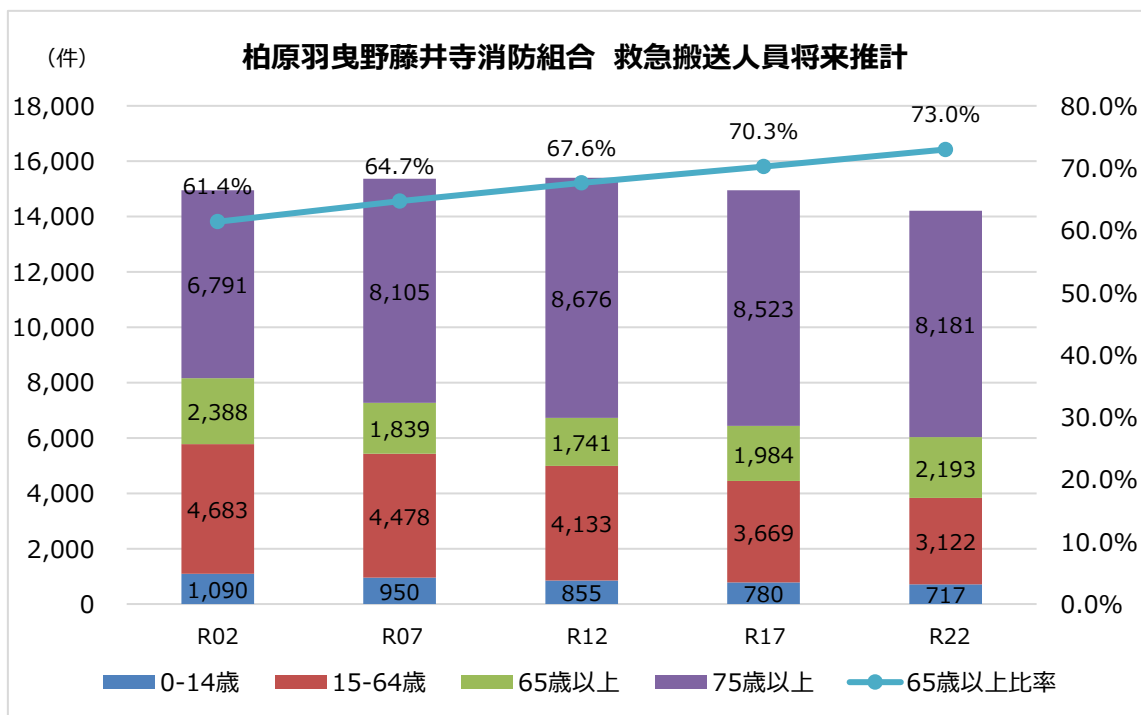
* 人件費：給料・職員手当等・共済費・退職手当 投資的経費：車両・庁舎・指令センター等更新費用

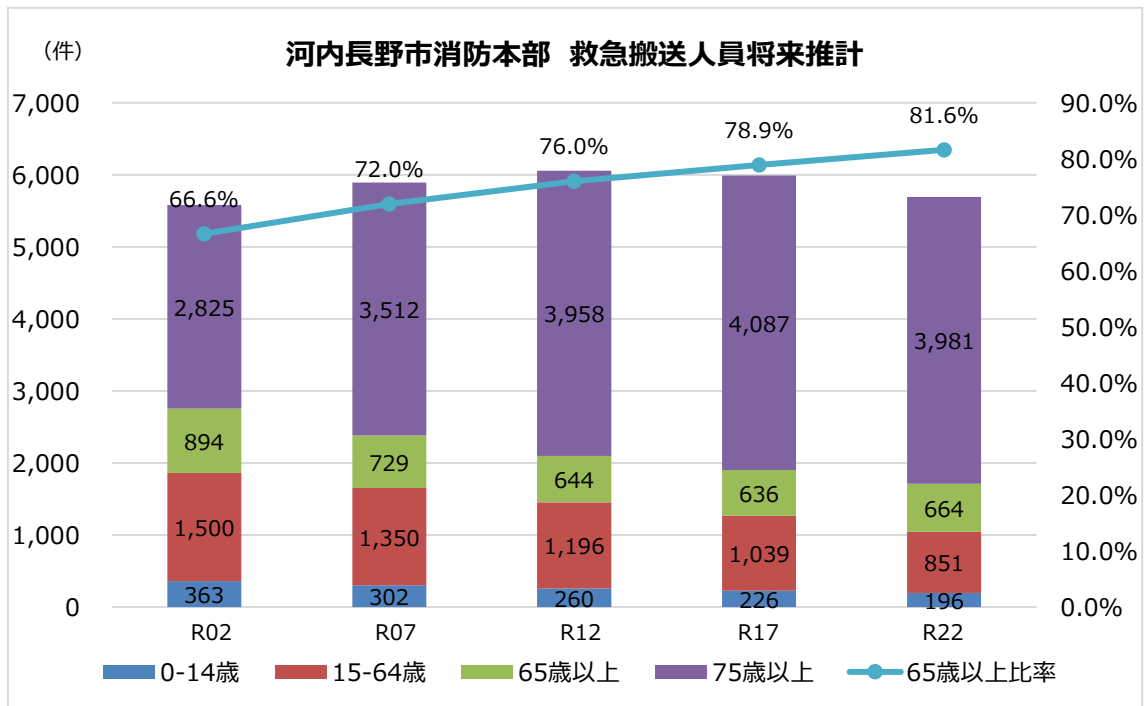


(出典)「府市町村の課題・将来見通しに関する研究」報告書 H30.4 大阪府総務部市町村課作成

3 救急需要の一層の増大

国立社会保障・人口問題研究所「平成30年将来推計人口」ベースに、平成28年から平成30年の年齢別平均搬送率により算出。3消防本部管内においても令和12年頃まで救急需要は増加を続け、それ以降においては減少に転じると考えられます。





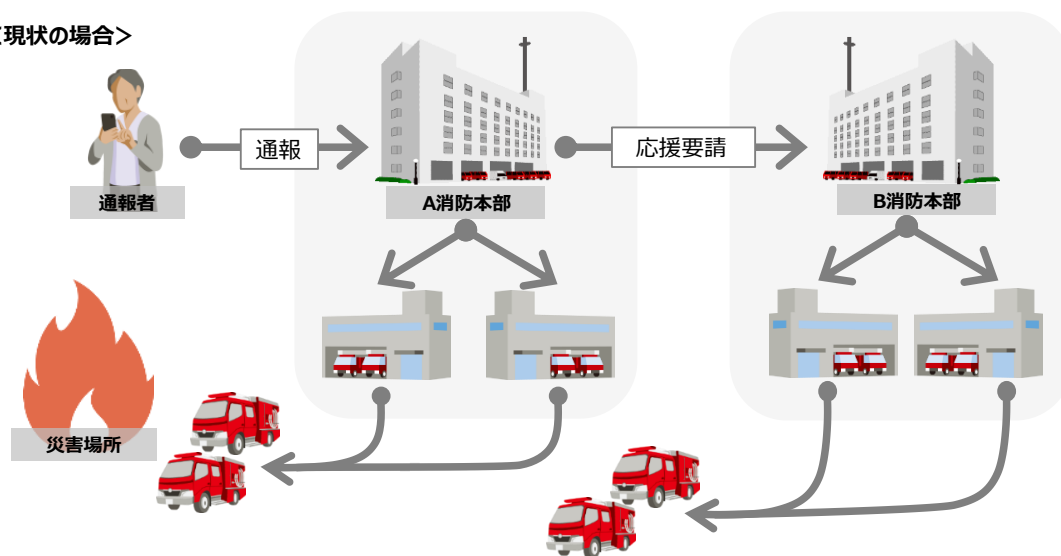
※資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成30年将来推計人口」

第3章 消防広域化の効果

第1 災害時における初動体制について

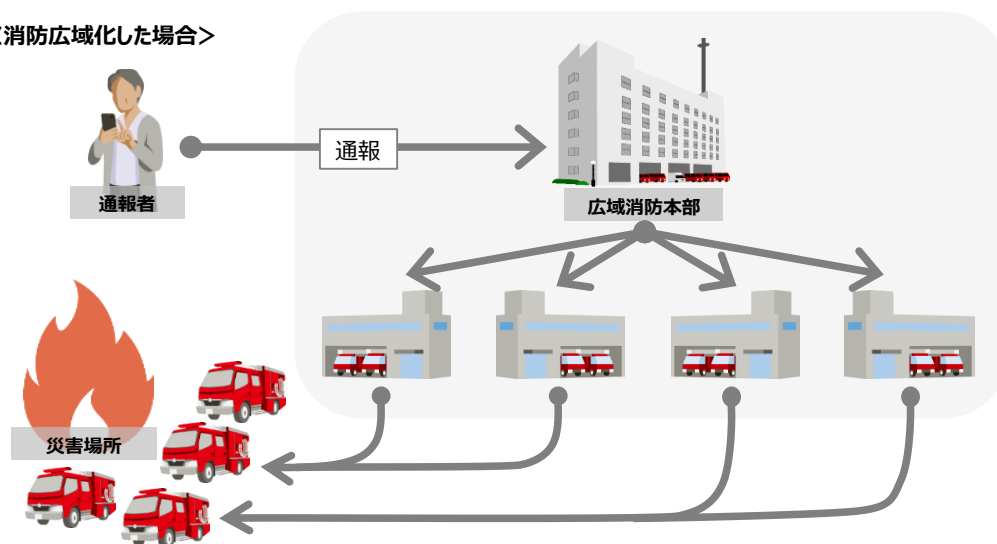
消防が広域化されることにより、火災発生時等における出場部隊数が増加し、出場体制が大きく強化されます。

<現状の場合>



※近隣消防本部へ応援要請を行うが、出場の出遅れや現場指揮系統が複雑になる。

<消防広域化した場合>



【消防広域化の効果】

消防本部が統合され、広い地域をカバーできることになり、初期の段階から必要な規模の出場を早く行うことが可能となり、かつ、統一的な指揮の下で効率的な部隊運用が可能となります。

第2 現場対応能力について

1 大規模木造密集火災 延焼シミュレーション

1時間後

< 条件 >

風速：7~12m 風向：北西

現状の場合



- ・ 覚知後からの集結部隊数
5 隊
- ・ 焼失棟数(60分経過)
約 26 棟
- ・ 焼損床面積
約 1,300 m²



消防広域化した場合



- ・ 覚知後からの集結部隊数
8 隊
- ・ 焼失棟数(60分経過)
約 9 棟
- ・ 焼損床面積
約 450 m²

(平成 30 年の 1 件あたりの建物焼損床面積 50 m²)

< 焼損棟数 >

経過時間	放任火災	8分後 2隊追加 合計2隊	12分後 3隊追加 合計5隊	30分後 3隊追加 合計8隊
0分	1棟	1棟	1棟	1棟
10分	5棟	5棟	5棟	5棟
20分	9棟	8棟	8棟	8棟
30分	11棟	9棟	9棟	9棟
40分	18棟	13棟	12棟	9棟
50分	30棟	21棟	19棟	9棟
60分	42棟	30棟	26棟	9棟
70分	56棟	43棟	32棟	9棟
80分	71棟	56棟	46棟	9棟
90分	90棟	75棟	59棟	9棟
100分	109棟	91棟	79棟	9棟
110分	138棟	114棟	101棟	9棟
120分	159棟	135棟	117棟	9棟

* 放任火災は、消火が行われなかった場合の焼損棟数

【消防広域化による効果】

- 集結部隊数・・・現状より 3 隊増隊でシミュレーション
- 被害棟数・・・約 17 棟の減少(26 棟-9 棟)
- 焼損面積・・・約 850 m²の減少(1,300 m²-450 m²)
- 損害額・・・損害算定は、下記のとおり

※直近過去 5 年間の建物火災 1 m²あたりの平均損害額から算定

11.3 万円(11.3 万円×850 m²=9,605 万円) 例) 柏原羽曳野藤井寺消防組合

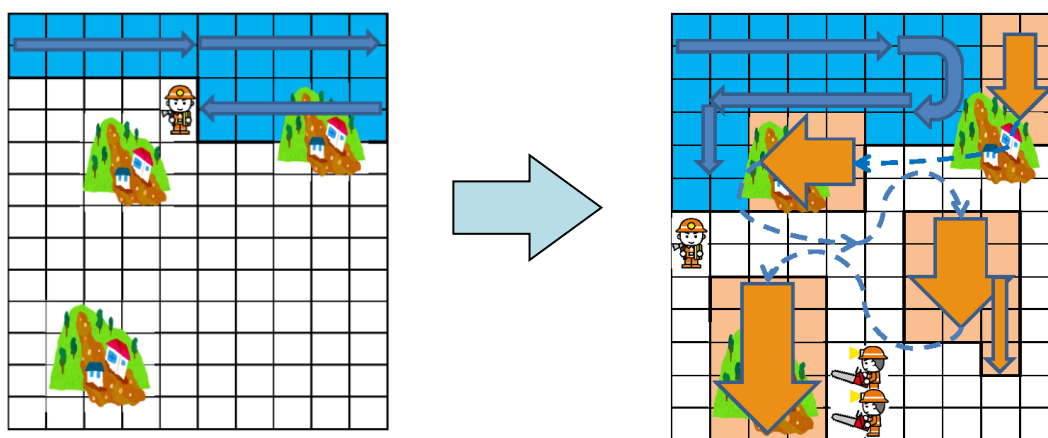
2 大規模土砂災害

現状の場合

特殊技能を持たない部隊では、ローラー型に検索を行うため、広い地域を対象とするときには多くの時間を要し、検索の効率性は高くない。

消防広域化した場合

特殊技能を持つ部隊と通常の部隊が同時に活動することにより効率性は高まる。特殊技能を持つ部隊は、処理能力も高い上に、地域を絞り込みピンポイントで検索を行う。通常の部隊はローラー型の検索を併行して行う。



覚知後の集結部隊数 1 隊

覚知後からの集結部隊数 3 隊増隊
⇒救助活動範囲が大きく広がる

その結果、全体として効率良い活動が可能となり、広い地域においても短時間で活動を終わることが可能となります。

【消防広域化の効果】

現場活動要員の増員及び高度な資機材が配備された特殊技能を持つ部隊の創設により、地震や豪雨による大規模災害発生時の救助活動力も総合的に向上します。

消防広域化の具体例

(熊本市消防局)広域化により、熊本地震時、益城町・西原村地域において、初回通報から1時間以内に消防車両24台、活動人員82人の大規模な消防力に対応することができた。(広域化前：4台、12人＋非番招集で対応)

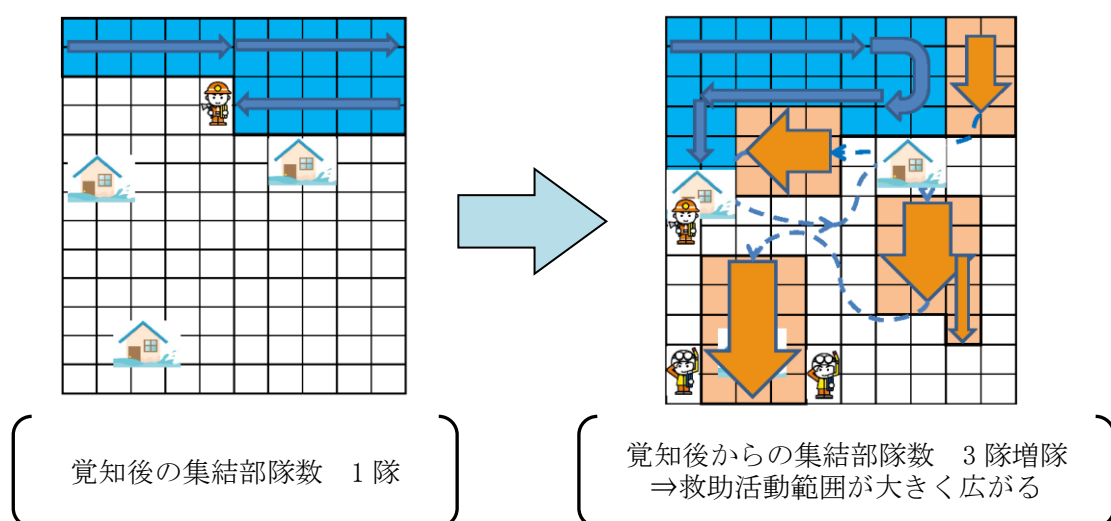
3 大規模河川決壊・氾濫

現状の場合

特殊技能を持たない部隊では、ローラー型に検索を行うため、広い地域を対象とするときには多くの時間を要し、検索の効率性は高くない。

消防広域化した場合

特殊技能を持つ部隊と通常の部隊が同時に活動することにより効率性は高まる。特殊技能を持つ部隊は、処理能力も高い上に、地域を絞り込みピンポイントで検索を行う。通常の部隊はローラー型の検索を併行して行う。



その結果、全体として効率良い活動が可能となり、広い地域においても短時間で活動を終わることが可能となります。

【消防広域化の効果】

現場活動要員の増員及び高度な資機材が配備された特殊技能を持つ部隊の創設により、地震や豪雨による大規模災害発生時の救助活動力も総合的に向上します。

消防広域化の具体例

(とちぎ広域消防局) 広域化により市町の境界を超える出場が可能となり、平成28年8月台風10号による土砂災害時、芽室町(芽室消防署員は30人規模)に帯広消防署からボート艇と隊員13人を投入できた。また、清水町(清水消防署員は30人規模)には本部員26人+帯広消防署員4人+幕別消防署員2人を投入することができた。

第3 現場到着時間の短縮について

各消防本部の旧管轄区域を越えて出場することが可能となるため、署所の管轄区域を見直すことができ、現場到着時間が短縮できます。

また、災害が重複した場合にも、最も近隣の消防署所から出場することができます。

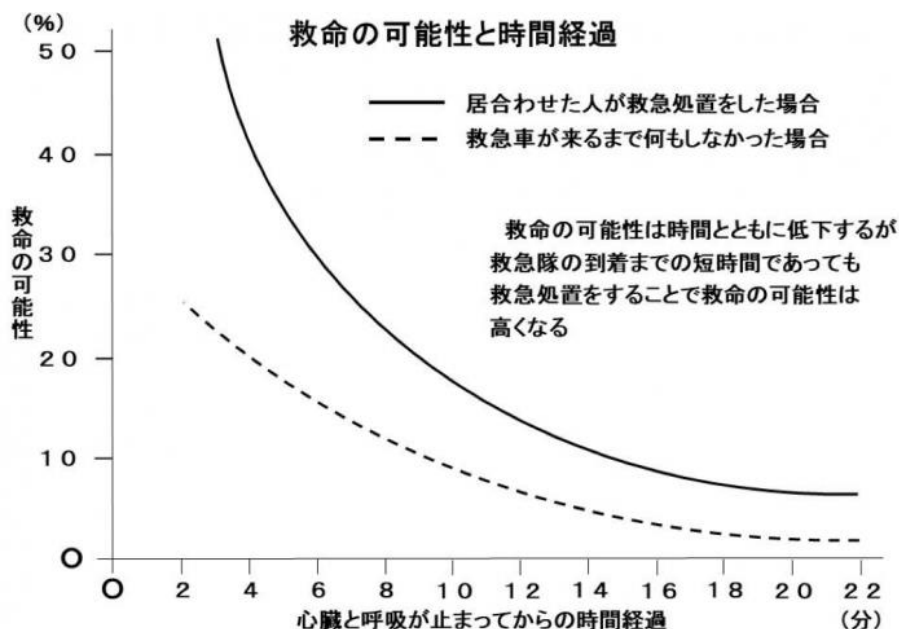
《現場到着の短縮が見込まれる地域》

ア 柏原羽曳野藤井寺消防組合管内	→ 最大 5.6 分の時間短縮
イ 富田林市消防本部管内	→ 最大 6.1 分の時間短縮
ウ 河内長野市消防本部管内	→ 最大 3.1 分の時間短縮

(一般財団法人消防防災科学センター計算結果)

＜救急車 現場到着短縮の影響＞

下図は心臓停止と呼吸停止の経過時間と救命率の目安をグラフ化したものであり、点線で示されているのは、救急車が来るまで何もなかった場合の時間経過と命が助かる可能性です。実線で示されているのは、居合わせた人が救命処置をした場合の時間経過と命が助かる可能性です。いずれも、命が助かる可能性は、時間経過とともに急激に低くなっており、早い段階で応急手当を実施することで救命のチャンスを高めることが可能となります。



Holmberg M et al. Effect of bystander cardiopulmonary resuscitation in out-of-hospital cardiac arrest patients in Sweden. Resuscitation 47:59-70, 2000. より、一部改変して引用

第4 期待される効果

3 消防本部が、現状の署所・車両配置のまま消防広域化した場合に得られる効果をもとに、消防広域化によって期待されるメリットを、整理すると次のとおりとなります。

1 住民サービスの向上

(1) 現場到着時間の短縮

災害が発生した地点が、当該地点を管轄する消防署よりも、隣接する市町村の消防署の方が近い場合、隣接する市町村の消防署から災害現場に出場する方が、災害発生地点を管轄する消防署から出場するより、現地に早く到着することができます。

このように、消防が広域化することにより、現場到着時間の短縮を図ることができます。

(2) 災害発生時の初動体制、増援体制の強化

一の消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出場台数や第2次出場体制が充実し、大規模災害・多数疾病者事故等への対応力が強化されるとともに、相互応援に依存せず、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能となります。

2 人員配置の効率化と充実

(1) 現場活動人員の増強

総務部門や指令部門等の消防本部における業務の効率化により生じた人員を、警防部門等の現場に配置することにより、地域の消防力の体制を強化することができます。

(2) 救急業務・予防業務の高度化・専門化

人員配置の効率化により、救急業務や予防業務について、担当職員の高度化・専門化を図ることができます。例えば、救急救命士の資格を取得させることにより重度の疾病者に対して高度な救急救命処置が可能になり、また、予防業務に専従させ予防査察や防火管理指導を充実させることが可能になります。

(3) 人事ローテーションによる組織の活性化

消防本部の規模が大きくなり、職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易になり、職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消します。

また、職員の体制が強化されることにより、高度な研修への職員の派遣が比較的容易となり、職員の能力向上、組織全体のレベルアップを図ることができます。消防本部が広域化されると、分野にかかわらず、より多くの災害事案を

経験できることや、技術・知識の共有が進むことから、消防本部全体の能力の向上につながります。

3 消防体制基盤の強化

(1) 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実及び効率化

消防広域化に伴うスケールメリットにより、消防資機材等の購入単価を低減することができ、1消防本部では整備が困難だった高度な消防資機材も、消防広域化により計画的に整備することができます。

(2) 人事異動・研修の充実など組織の活性化

職員数の拡充によって、職員の研修出向を可能とし、より高度で専門的な知識、技術の習得や消防職員としての資質の向上を図ることができます。

また、国が推進する女性職員の拡充や働き方改革を受け、ワークライフバランスなどの労働環境の充実といった観点から、休暇要員の確保などの課題に対し、対応を検討することができます。

第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

第1 基本的事項

1 広域化の方式

5市2町1村の常備消防に係る事務を共同で行うことを目的とした「一部事務組合」方式とする。

《現状の消防本部の構成》

消防本部名	管轄区域
柏原羽曳野藤井寺消防組合	柏原市、羽曳野市、藤井寺市(三市で一部事務組合を設立)
富田林市消防本部	富田林市 太子町、河南町及び千早赤阪村(富田林市へ消防事務を委託)
河内長野市消防本部	河内長野市

《主な広域化方式》

	一部事務組合	広域連合	事務委託
根拠法令	・地方自治法第286条	・地方自治法第291条の2	・地方自治法第252条の14
制度	・地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	・地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。	・地方公共団体の事務の一部の管理執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
団体の性格	・特別地方公共団体	・特別地方公共団体	・普通地方公共団体
組織	・議会-管理者(執行機関) ・公平委員会、監査委員は必置。	・議会-長(執行機関) ・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置。	—
財源	・負担金、手数料、その他(地方債など)	・負担金、手数料、その他(地方債など)	・委託費として負担。支弁方法は規約に記載。

2 共同処理事務

広域化後の一部事務組合で共同処理する事務は以下のとおりとする。

- (1) 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)
- (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成 12 年大阪府条例第 6 号)の定めるところにより、組合市町村が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務

3 広域化のスケジュール

令和 5 年度に一部事務組合規約変更を進め、広域化運用開始は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

年度	消防広域化	高機能消防 指令センター改修
平成30年度 ～ 令和3年度	H30. 10 消防広域化の協議開始	
令和4年度	市町村間協議 ↓ 広域消防運営計画作成	
令和5年度	R4. 5 大阪南消防広域化協議会設立 ↓ 規約(案)作成 ↓ R5. 6-8 広域消防運営計画パブリックコメント実施 ↓ R5. 9 市町村 規約変更・新組織加入の議決 R5. 10-11 大阪府知事の許可	改修整備
令和6年度	R6. 4. 1 消防広域化	広域化運用開始

第2 組織

1 消防本部

(1) 位置

広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部(藤井寺市青山3丁目613番地の8)を広域化後の消防本部の位置とする。



<<広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合>>

(広域化前の消防署所の配置)

(2) 名称

組合名称は「大阪南消防組合」とし、消防本部名は「大阪南消防局」とする。

(3) 組織

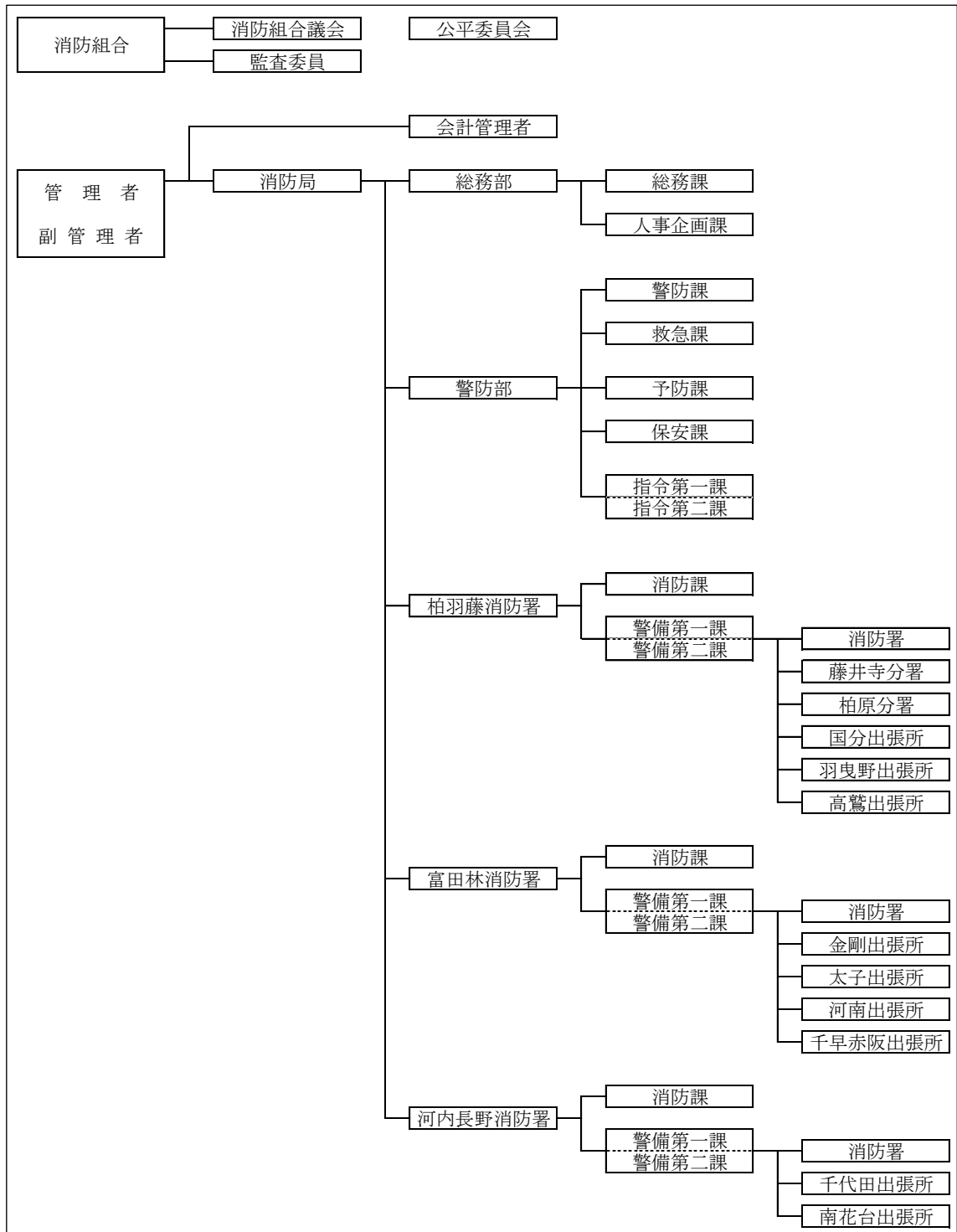
消防局(消防本部)の組織は、広域化前の3消防本部で行っている本部部門を消防局に集約し、総務、警防、予防及び指令の4部門を基本とした組織体制とする。

消防署の組織は、3署2分署9出張所とし、各署に庶務及び予防事務等を所管する消防課を置く。

事務分掌等は、広域前の3消防本部の事務分掌を基本とし、広域化に伴う新たな事務事項を追加し、広域化時の組織・機構等を勘案し、事務分掌の見直しを実施する。

なお、5年ごとに、消防署所の配置、職員定数等と併せ検討する。

< 広域化後の組織図 >



(4) 消防本部の権限、決裁等

現在、消防事務における権限の多くが市長(管理者)及び消防長にあるが、広域化に伴い1本部3消防署体制となることから、住民サービスが低下することのないよう、本部権限の一部を各消防署に移管し事務が専決できる体制を構築する。

2 消防署

(1) 管轄区域

各種申請や届出に関連する管轄区域については、地域住民の利便性にも関わることから現行の消防本部の管轄区域とする。

災害時の出場範囲については、現場到着時間の短縮や効果的な災害活動の実現を念頭に調整する。

(2) 署所配置

広域化時の消防署所の配置(位置)は現行のままとする。

ただし、各市町村の人口推移や気候変動に伴う自然災害の頻発化、激甚化、さらに新型コロナウイルスが全国的に蔓延したような著しい社会環境の変化に伴う消防需要に十分配慮し、5年ごとに、消防本部及び消防署の組織、職員定数等と併せ検討する。



(広域化時の消防署所の配置)

(3) 名称

消防署の名称は、以下のとおりとする。

消防本部名	広域化前の名称	広域化後の名称
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防署	柏羽藤消防署
	藤井寺分署	藤井寺分署
	柏原分署	柏原分署
	国分出張所	国分出張所
	羽曳野出張所	羽曳野出張所
	高鷲出張所	高鷲出張所
富田林市消防本部	富田林市消防署	富田林消防署
	金剛分署	金剛出張所
	太子分署	太子出張所
	河南分署	河南出張所
	千早赤阪分署	千早赤阪出張所
河内長野市消防本部	河内長野市消防署	河内長野消防署
	北出張所	千代田出張所
	南出張所	南花台出張所

3 部隊運用

部隊運用は、初動時の部隊投入、待機部隊の確保及び出場区域を考慮した上で調整する。

効果的で迅速な消防活動を行うためには、現場到着所要時間の短縮を図るとともに、災害の規模に応じた部隊の投入と二次的災害に対応できるよう出場状況に応じた待機部隊を確保する。

4 勤務形態及び勤務時間

(1) 勤務形態

広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき、決定する。勤務形態は、毎日勤務者及び交代制勤務者(2部制)とする。

(2) 勤務時間

広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき、決定する。勤務時間は以下のとおりとする。

ア 毎日勤務の勤務時間は、1日につき7時間45分(1週間あたり38時間45分)とする。

なお、休憩時間は 45 分とし、始業時間は午前 8 時 45 分、終業時間は午後 5 時 15 分とする。

イ 交替制勤務の勤務時間は、1 回の勤務あたり 15 時間 30 分とし、始業時間は午前 8 時 45 分、終業時間は翌午前 8 時 45 分とする。(4 週間を超えない範囲内の期間につき、1 週間あたり 38 時間 45 分、4 週間につき、8 日の週休日)

5 人員配置及び採用計画

(1) 職員定数

3 消防本部管轄地域の人口や消防署所、車両台数などを基礎として、国の示す「消防力の整備指針」により、広域再編後の組織の目標とすべき、職員数を算定すると 681 人となる。

現行 3 消防本部の消防職員定数の合計は 556 人であり、国の定める水準より低い状況にあるが、3 消防本部が広域再編することで、消防力の強化が図られ、その不足分を大きく改善できることから、広域化前の消防本部の条例定数の和(556 人)をもって広域化後の条例定数とする。なお、5 年ごとに、消防本部及び消防署の組織、消防署所の配置等と併せ検討する。

(2) 採用計画

広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度の適用を基本として職員の採用計画を策定する。

なお、広域化当初の当面の採用計画については、広域化前に策定する。

採用計画は、消防本部・消防署所の組織、消防署所の配置及び職員定数等を勘案し、毎年見直すものとする。

(3) 職員配置

広域化後は、本部機能・指令部門の統合により効率化された人員を現場部門へ再配置することにより、消防力の充実強化を図るものとする。

6 議会

(1) 議員定数

組合議会の議員定数は、構成団体の民意を反映することができるよう 8 市町村から選出することとし、全国の消防組合の人口規模、構成団体数、議員定数等を勘案して、18 人とした。

選出区分は、柏原市 3 人、羽曳野市 3 人、藤井寺市 3 人、富田林市 3 人、河内長野市 3 人、河南町 1 人、太子町 1 人、千早赤阪村 1 人とする。

(2) 議員選挙方式

選挙の方法は、構成市町村の議会において、その議会の議員の中から選挙する。

(3) 議会運営

議会運営については、広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定することが望ましいと考える。

7 委員会

(1) 監査委員

監査委員の定数は、地方自治法第 195 条の規定により 2 人とし、選出区分については、同法第 196 条の規定により「識見を有する者」及び「組合議員」からそれぞれ 1 人ずつとする。

なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町村の推薦によって選出し、「組合議員」として選出される監査委員は、組合議会議員の中から選出する。

(2) 公平委員会

地方公務員法第 9 条の 2 第 1 項の規定により定数を 3 人とし、構成市町村へ推薦を依頼する。

第 3 人事管理等

1 任用

広域化前の富田林市消防本部及び河内長野市消防本部の職員は、一旦退職手続のうえ、広域化後の職員として任用する。

なお、勤務継続年数等については、広域化後の組織に引き継ぐものとする。

広域化時点ですでに消防職員であった者は、広域化後の消防力を維持するため、消防局勤務となる消防職員を除き、消防署に勤務する消防職員は、当該消防署に勤務することを基本とする。

2 給与

(1) 給料

使用する給料表は、広域化前の3消防本部が使用する行政職給料表(一)で8級制とする。

広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給とし、広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合給与制度の適用を基本とする。

(2) 諸手当等

広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額(率)として、広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき決定する。

広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に統一する手当は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とし、地域手当については、経過措置を設けるなど広域化までに調整する。

3 職名及び階級

職名と階級については、広域化後の組織の規模を勘案して、広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合の職名と階級を基本とするが、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。

職 名	階 級
消防長	消防正監
理事・次長・署長・副理事・副署長	消防監
課長・参事	消防司令長
課長補佐・主幹	消防司令
係長・主査・主任	消防司令補
	消防士長
	消防副士長
	消防士

(広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合の職名と階級)

4 教育訓練・研修等

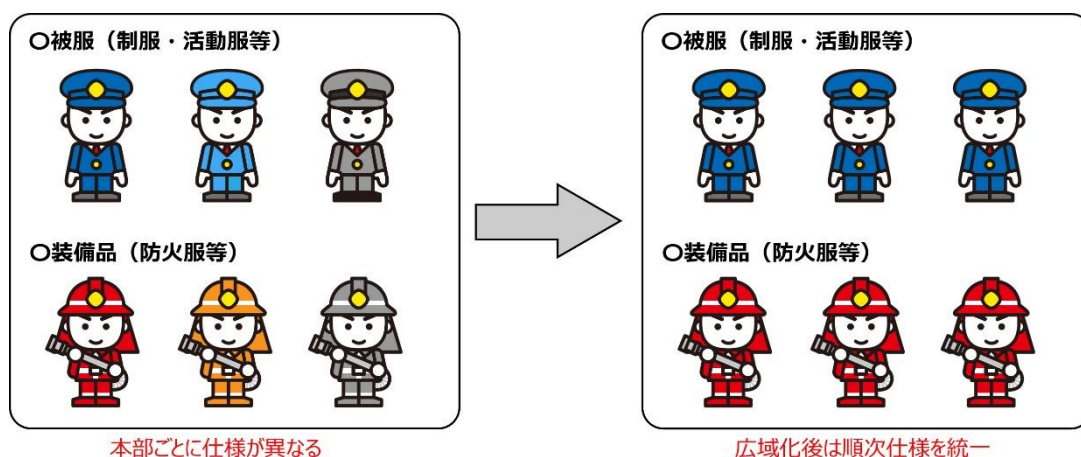
3 消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織の規模に応じて統合して実施する。

- (1) 派遣(総務省消防庁、大阪府、政令市、構成市等)
- (2) 教育(消防大学校、府立消防学校、大阪市及び堺市受託研修、救命士養成所等)
- (3) その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣

5 貸与物品

貸与物品については、統一を図ることとする。

なお、広域前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。



(広域化後の貸与品のイメージ図)

第4 施設整備

1 消防力整備計画

広域化後の施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを目的とした消防力整備計画を広域化後早期に策定する。

別紙：広域化後の消防車両更新計画(案)参照

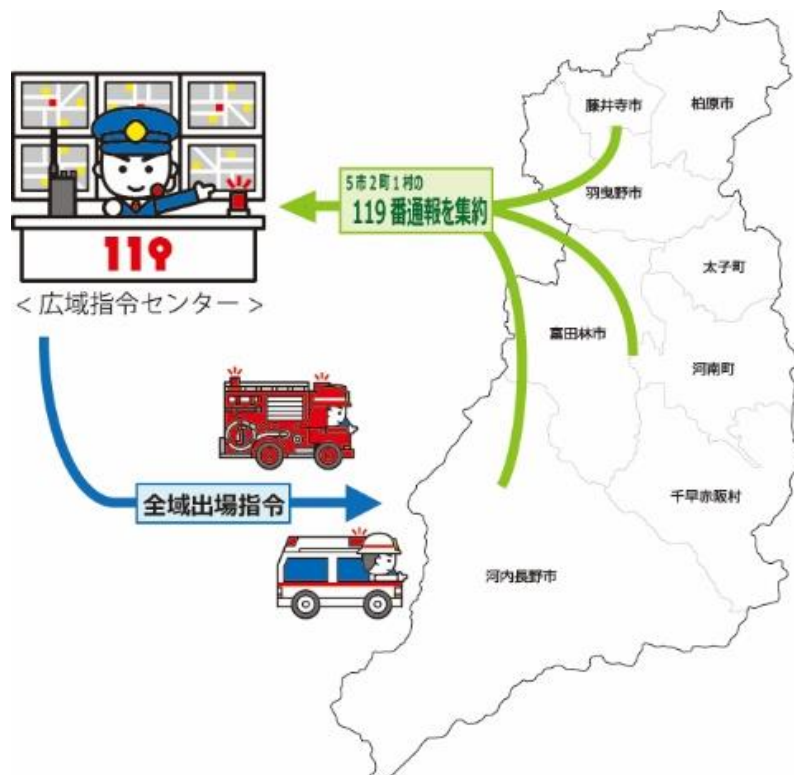
2 通信施設

広域化後の指令センターは、柏原羽曳野藤井寺消防組合の指令センターを改修し使用する。

柏原羽曳野藤井寺消防組合の指令センターを広域運用に対応できるよう改修及

び長寿命化することで、指令員や業務運営の効率化及び改修費用の削減を図る。また、富田林市消防本部・河内長野市消防本部のデジタル無線機器も同様に改修し、運用方法等についても統一する。

なお、富田林市消防本部・河内長野市消防本部が運用している設備(ネットワーク機器・大阪府防災行政無線設備・大阪府医療情報システム)についても、柏原羽曳野藤井寺消防組合の設備に統合し、より一層の事務事業の効率化・高度化を図って行くこととする。



(広域指令センターのイメージ図)

3 消防水利

水利施設の設置、維持及び管理に関して必要な事務は構成市町村の所管とする。富田林市及び河内長野市は、市役所関係部局が初めて行う事務であるため、連携協力を図ることとする。

4 電算システム

広域化前の柏原羽曳野藤井寺消防組合のシステムを基本に、各システムの更新時期も考慮し、富田林市消防本部及び河内長野市消防本部に必要なクライアント数を追加して、広域化に対応した更新整備を行うこととする。

ネットワーク回線については、広域化前の署所間ネットワークを活用して拡張し、構築することとする。

第5 財政・財産

1 経費の負担方法

経費の負担方法については、以下のとおりとする。

(1) 柏原市・羽曳野市・藤井寺市

前年度の基準財政需要額(消防費)の8市町村合計額に対する割合に応じて市ごとに負担する。

(2) 富田林市・河内長野市・太子町・河南町・千早赤阪村 ※イについては、見直し規定を設ける。

ア 前年度の基準財政需要額(消防費)の8市町村合計額に対する当該5市町村の合計額の割合に応じた金額を算出する。

イ アで算出した金額を平成27年度から令和2年度までの消防費決算額(消防団費その他特殊事業経費を除いた一般財源分に限る。)の平均額に応じて按分して市町村ごとに負担する。

2 財産の取扱い

原則、土地、建物及び資機材については広域化後の組織に「無償譲渡」する。

3 債務の取扱い

原則、債務は広域化後の組織に引き継ぐ。ただし、引き継ぎできない債務については、広域化後の組織が負担金等により該当市町村に支払う。

第6 補助金・交付金等

1 補助金・交付金等

広域化前の消防本部で所管する補助金及び交付金等のうち、広域化後の組織の所管とするものについては、広域化前の金額を基本として広域化後の組織が引き継ぐ。

第7 消防団との連携確保

1 消防団との協力体制

消防団に係る事務は構成市町村の所管とし、広域化時の消防団の管轄・報酬等は現状のままとする。

各種訓練、行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、消防本部及び各消防署が支援する。

広域化後に、各構成市町村の消防団担当部局へ組合職員を派遣する。

2 消防団との災害時の連携

災害時の連携について、指令方法は指令センターから出場指令を行い、構成市町村の消防団全てに統一した方法とする。

現場活動については、管轄消防署が対応し、市町村担当部局が後方支援する。

第8 防災・国民保護部局との連携確保

1 災害対策本部との連携

災害対策本部との連携は、現在と同様の緊密な連携を維持する。市町村からの求めにより各災害対策本部に、消防長又は消防長が指名する消防吏員を派遣する。

2 防災部局との連携

各構成市町村の防災部局に職員を派遣することとし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町村関係部局とより密接な連携体制を構築する。

第9 消防協力団体との連携確保

1 消防協力団体との連携

消防協力団体との連携は、広域化後の組織が継続して行うものとする。

第5章 消防広域化の検討体制と経過

第1 協議会設立までの経緯

1 会議の開催状況

No	年月日	会議名
1	平成 30 年 10 月 10 日	第 1 回大阪南消防広域化会議
2	平成 30 年 10 月 30 日	第 2 回大阪南消防広域化会議
3	平成 31 年 2 月 19 日	第 1 回大阪南消防広域化に関する会議
4	平成 31 年 3 月 27 日	第 2 回大阪南消防広域化に関する会議
5	令和 元年 6 月 4 日	第 1 回消防広域化検討会
6	令和 元年 8 月 29 日	第 2 回消防広域化検討会
7	令和 元年 10 月 29 日	第 3 回消防広域化検討会
8	令和 2 年 1 月 30 日	第 4 回消防広域化検討会
9	令和 2 年 2 月 7 日	第 5 回消防広域化検討会(書面会議)
-	令和 2 年 3 月 30 日	第 3 回大阪南消防広域化に関する会議(延期)
10	令和 2 年 7 月 9 日	消防広域化検討会 第 1 回消防の連携・協力会議
11	令和 2 年 8 月 25 日	消防広域化検討会 第 2 回消防の連携・協力会議
12	令和 2 年 9 月 29 日	消防広域化検討会 第 3 回消防の連携・協力会議
13	令和 2 年 11 月 27 日	消防広域化検討会 第 4 回消防の連携・協力会議
14	令和 2 年 12 月 25 日	第 3 回大阪南消防広域化に関する会議(書面会議)
15	令和 3 年 2 月 5 日	消防広域化検討会 第 5 回消防の連携・協力会議
16	令和 3 年 4 月 26 日	第 6 回消防広域化検討会(書面会議)
17	令和 3 年 5 月 17 日	第 7 回消防広域化検討会(書面会議)
18	令和 3 年 7 月 5 日	第 8 回消防広域化検討会
19	令和 3 年 7 月 29 日	第 9 回消防広域化検討会(財政担当者会議)
20	令和 3 年 8 月 11 日	第 10 回消防広域化検討会(書面会議)
21	令和 3 年 9 月 29 日	第 11 回消防広域化検討会(人事担当者会議)
22	令和 3 年 10 月 14 日	第 12 回消防広域化検討会(財政担当者会議)
23	令和 3 年 10 月 19 日	第 13 回消防広域化検討会(書面会議)
24	令和 3 年 11 月 16 日	第 14 回消防広域化検討会(財政担当者会議・持ち回り)
25	令和 3 年 11 月 29 日	第 15 回消防広域化検討会(全体会議)
26	令和 3 年 12 月 24 日	第 4 回大阪南消防広域化に関する会議
27	令和 4 年 2 月 14 日	第 16 回消防広域化検討会(書面会議)
28	令和 4 年 4 月 11 日	第 17 回消防広域化検討会(全体会議)
29	令和 4 年 5 月 12 日	(仮称)大阪南消防広域化協議会設立会議

第2 協議会等の開催状況

令和5年4月1日現在

1 大阪南消防広域化協議会

構成員：構成市町村長

*オブザーバー 大阪府

	開催日	開催場所	備考
第1回	令和4年 5月 12日	柏原羽曳野藤井寺消防組合	
第2回	令和4年 10月 7日	柏原羽曳野藤井寺消防組合	
第3回	令和5年 2月 16日	河内長野市役所	

2 大阪南消防広域化協議会幹事会

構成員：構成市町村・消防本部の総務・財政・企画・防災・人事担当の部長級職員等

*オブザーバー 大阪府

	開催日	開催場所	備考
第1回	令和4年 8月 2日	柏原羽曳野藤井寺消防組合	
第2回	令和5年 1月 30日	河内長野市役所	

3 大阪南消防広域化協議会専門部会

構成員：構成市町村・消防本部の総務・財政・企画・防災・人事担当の課長級職員等

*オブザーバー 大阪府

部会名	総務部会	財政部会	消防部会
開催数	4回	6回	3回

(延べ実施回数 13回)

4 大阪南消防広域化協議会作業部会

作業部会：総務、財政、警防、予防、指令、救助、救急(延べ実施回数 56回)

◇広域化後の消防車両更新計画 (案)

Table with columns for vehicle type (e.g., fire engine, ambulance), fiscal year (from 2022 to 2033), and status (e.g., update, replacement). Rows are numbered 1 to 95.